

平成25年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年3月5日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第24号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 7 議案第25号 平成24年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 8 議案第26号 平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第27号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第10 議案第28号 平成24年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第11 議案第29号 平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第12 発議第 1号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第13 議案第 2号 中頓別町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第 7号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第 8号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第21号 中頓別町道路線の変更について
- 第17 議案第22号 中頓別町道路線の廃止について
- 第18 議案第23号 中頓別町道路線の認定について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君 | 2番 細谷久雄君 |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君 |
| 7番 柳澤雅宏君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 邑 智 雄 君

教 育 長	米 屋 彰 一 君
総 務 課 長	和 田 行 雄 君
総 務 課 主 幹	藤 井 富 子 君
ま ち づ く り 推 進 課 長	遠 藤 義 一 君
産 業 建 設 課 長	中 原 直 樹 君
農 業 委 員 会 会 長	角 川 拓 雄 君
産 業 建 設 課 主 幹	平 中 敏 志 君
保 健 福 祉 課 長	小 林 生 吉 君
保 健 福 祉 課 主 幹	吉 田 智 一 君
教 育 委 員 長	内 田 貞 代 君
職 務 代 理 者	
教 育 次 長	青 木 彰 君
会 計 管 理 者	小 林 嘉 仁 君
国 保 病 院 事 務 長	柴 田 弘 君
国 保 病 院 事 務 次 長	長 尾 享 君
自 動 車 学 校 長	浅 野 豊 君
代 表 監 査 委 員	三 浦 義 一 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	高 井 秀 一 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成25年第1回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、1番、宮崎さん、
2番、細谷さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会委員長報告を行います。
議会運営委員長の報告を求めます。
東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） おはようございます。議会運営委員会の協議内容について報告させていただきます。

平成25年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、2月22日及び2月27日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日3月5日から3月14日までの10日間といたします。3月10日は休日休会の日であります。開かれた議会を実現するため、サンデー議会とし、町政執行方針、教育行政執行方針、一般質問を行います。3月12日から14日までは休会とし、平成25年度各会計予算の審査のため予算審査特別委員会を開きます。なお、3月13日は中頓別中学校の卒業式のため、予算審査特別委員会は午後1時からの開会といたします。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会いたします。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員であります。質問内容の重複は見られませんでした。

3、町側から提案された36議案のうち、議案第24号から第29号の平成24年度各会計補正予算、議案第2号、第7号、第8号、第21号から第23号については、本日上程し、本会議で審議いたします。議案第5号、第10号から第12号、第15号から第20号までは、3月6日に上程し、第5号、第11号、第12号、第15号から第18号まではいきいきふるさと常任委員会に付託し、審査することとしました。議案第3号、第4号、第6号、第9号、第13号、第14号、第30号から第37号までは、3月11日に

上程いたします。このうち、議案第3号、第4号、第6号、第9号、第13号、第14号は、いきいきふるさと常任委員会に付託し、その日のうちに審査いたします。議案第30号から第37号までは、議長発議による議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審議いたします。

4、閉会中の郵送陳情等の取り扱いについて、日本国憲法の尊重・擁護に関する要請は、全議員に写しを配付する措置をとった上、議長預かりといたしました。憲法を生かし、地方自治および地方財政の拡充を求める意見書提出に関する陳情、公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書に関する陳情、札幌航空交通管制部の存続・充実を求める陳情は、全議員に写しを配付し、発議者を募る取り扱いとしたが、発議者はありませんでした。北海道町村議会議長会から議決要請があった平成25年度地方財政対策に関する意見書案は、細谷議員から発議されます。中頓別町農業協同組合から議決要請があったTPP交渉参加断固阻止に関する意見書案は、細谷議員から発議されます。

5、テレビ中継について、3月10日午前10時からのサンデー議会及び3月12日からの予算審査特別委員会の開始から終了まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行います。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会委員長報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日3月5日から3月14日までの10日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月5日から3月14日までの10日間とすることに決しました。

お諮りします。3月10日は日曜日であり、休日休会の日ですが、議会運営委員会委員長報告のとおりサンデー議会とし、特に会議を開くことにしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、3月10日は会議を開くことに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告につきましては、お手元に配付のとおりです。ごらんの上、ご了承願います。

これで諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件につきましては、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成25年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては大変お忙しい中全員のご出席をいただきましたことにまずお礼を申し上げたいと思いますし、また代表監査委員、そして農業委員会の会長さん、教育委員会の職務代理者、それぞれ大変忙しい中きょうの定例会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、私から行政報告を2点させていただきたいと思います。1点目は、農業経営第三者継承事業の中止についてであります。昨年10月より岩手地区の第三者経営移譲希望農家において酪農研修を行っていた新規就農希望者ですが、配偶者の健康上の理由により本年1月24日より研修を休止しておりましたが、2月18日をもって正式に酪農研修を中止することとなりましたので、ご報告をいたします。なお、研修中止後も当面の間は本町で生活する予定になっております。また、研修生を受け入れていた移譲希望農家につきましては、引き続き第三者への経営継承事業を継続することを希望しており、新たな新規就農者の募集について関係機関と調整を進めていきたいと考えております。

次に、平成25年度からの町立歯科診療所の委託契約についてであります。中頓別町立歯科診療所の業務につきましては、平成15年4月1日から竹澤憲幸歯科医師との10年間の契約に基づき、委託を行ってまいりました。ことし3月末で契約期間が満了することに伴い、竹澤氏から契約の更新をしない旨の申し出があり、新たに杉澤宗一郎歯科医師との間で契約を結ぶことで協議を進めてきております。杉澤氏は、北海道医療大学歯学部を卒業した38歳で、札幌市や旭川市の歯科医院を経た後、昨年8月から町立歯科診療所で勤務してきました。同診療所におけるこれまでの診療などから後任に適当な人物と判断をいたしましたので、今後契約の締結に向けて最終的な協議を行っていききたいと考えております。

なお、2月の8日から昨日までの一般行政報告につきましては、印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について何か質疑はございませんか。

山本さん。

○6番（山本得恵君） 酪農研修生のことなのですが、当面この中頓別町で生活していくというふうに言われておりますけれども、何か希望というか、目的があるのでしょ

うか。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 小頓別に住んで約5カ月近く、4カ月ちょっとになって、地域住民の人たちともなじんできた、こういうようなことで、今どこに行くかということを決めている段階ではなく、病院が名寄市立病院だとか旭川医科大学だとかに通院をするということでありまして、いつまでいるかということについては定かではありませんけれども、夫婦2人とも当分の間は小頓別で生活をして、そのうちに方向性を決めたいと、こういうような意向でありますから、それを尊重していると、こういうことであります。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎議案第24号

○議長（村山義明君） 日程第6、議案第24号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第24号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） おはようございます。それでは、議案第24号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算についてご提案申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。平成24年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,140万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,539万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成25年3月5日提出、中頓別町長。

6 ページをお開きいただきたいと思います。第2表、債務負担行為、今回の債務負担行為につきましては、大家畜特別支援資金利子助成金の変更でございまして、資金借り入れ者が1名追加されたことにより、借入金の限度額を9,604万円から1億302万3,000円とするものでございます。借り入れ期間、利率については変更はございません。

第3表、地方債の補正でございしますが、事業費の確定に伴う過疎対策事業債及び辺地対策事業債の限度額の変更でございまして、過疎対策事業債では、変更後における限度額を1億2,140万円とするもので、内容といたしましては医療機械器具購入事業の限度額を変更前80万円から変更後60万円に、道営森林管理道松磨線開設事業の限度額を変更前620万円から540万円とするものでございます。辺地対策事業債では、変更後における限度額を1,660万円とするもので、敏音知原野線交付金事業の限度額を変更前1,720万円から1,660万円とするものでございます。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

22 ページ、歳出からご説明をいたします。今回の予算につきましては、多くの款におきまして人件費、物件費あるいは事業終了等に係る既定の予算の不用額の精査、減額が主な内容となっておりますので、決算見込みによる補正ということでご理解を願いたいと思います。

1 款議会費、1 項1 目議会費では、既定額から1 3 3 万円を減額し、4, 5 5 2 万 2, 0 0 0 円とするもので、内容は2 節給料から4 節共済費まで人事異動に伴う給料、職員手当、共済組合負担金のほか、議員の視察研修の未実施による9 節、旅費の減額、1 1 節、議会だよりの発行ページ数の減による減額の方、会議時間が多くなったため1 3 節委託料で会議録調製委託料2 4 万 7, 0 0 0 円を追加、1 4 節につきましては予算の精査によるものでございます。

2 3 ページをごらんください。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、既定額から1, 0 0 2 万 4, 0 0 0 円を減額し、3 億 7, 9 2 8 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。主な減額理由は、2 節給料において他部局との人事異動、昇格、年度途中の退職者などに伴いまして3 2 0 万円の減額、3 節職員手当等で給料と同様に年度中途の退職者による期末、勤勉手当等の減、衆議院選挙などによる時間外手当等を差し引きいたしまして1 1 4 万 5, 0 0 0 円の減、4 節共済費では負担金率の確定に伴い2 5 5 万 3, 0 0 0 円の減額、7 節賃金から9 節までは予算の精査による不用額を計上しております。1 2 節では郵便数の減に伴い1 0 万円を減額、1 3 節では債務不存在確認請求事件及び反訴が終了したことから弁護士の旅費などに相当する委託料1 2 万 6, 0 0 0 円のほか、職員健康診断において見込まれる不用額として3 0 万 8, 0 0 0 円、例規システムの業者変更に伴う契約内容の見直しで例規更新データ作成委託料6 6 万 6, 0 0 0 円など、合計1 1 0 万円を減額するものであります。1 4 節使用料及び賃借料では、例規システムの契約内容の変更に伴い4 0 万円の減額、1 9 節負担金補助及び交付金では年度中途の退職者が生じたことなどにより、退職手当組合負担金6 3 万 7, 0 0 0 円のほか合計7 2 万 1, 0

00円を減額しております。

3目文書広報費では、既定額から34万2,000円の減額で、414万1,000円となっております。4節共済費、7節賃金は臨時職員の人件費予算の精査による減額、18節備品購入費は広報編集用のパソコン購入に係る執行残の減額となっております。

25ページをお開きいただきたいと思います。4目財産管理費では、既定額から58万9,000円を減額し、2,196万円とするもので、15節工事請負費において職員住宅水洗化工事、旧消防庁舎解体工事の執行残の減額となっております。

5目企画費では、既定額から247万4,000円を減額し、3,587万5,000円とするものでございます。内容は、1節報酬から26ページの19節負担金補助及び交付金まで、いずれも事業実績に基づく予算の精査による不用額の減額でございます。1節報酬では主に総合計画推進プロジェクト会議の開催回数による減額、8節報償費では消費生活教育講座講師謝金11万円を追加したほか、自然体験事業講師報償費の減額など、いずれも各事業の実績によるものでございます。19節負担金補助及び交付金では、事業の確定に伴い、地方バス路線維持対策事業に係る不足分の補助金39万7,000円を追加、その他の各種補助金につきましては実績確定により減額したところでございます。

7目生活安全推進費では、既定額から6万5,000円を減額し、75万円とするもので、9節旅費で実績に基づく予算不用額の減額でございます。

10目情報推進費では、既定額から98万6,000円を減額し、624万4,000円とするもので、12節役務費で地域イントラネットシステムの委託業者をかえたことによるソフトウェア更新費の減、13節委託料は同じく地域イントラネットで使用するサーバーの台数を10台から2台に減らすなど、機器の構成を初めとした契約内容の見直しにより生じた不用額でございます。

2款総務費、3項1目戸籍住民登録費では、既定額に2万8,000円を追加し、898万1,000円とするものでございます。内容は、浜頓別町に委託をしております旅券事務負担金の確定による追加でございます。

28ページ、4項選挙費、1目選挙管理委員会費では既定額から2,000円を減額し、70万5,000円に、4目衆議院議員選挙費では既定額から53万5,000円を減額し、296万6,000円とするもので、いずれも選挙事務費の確定による不用額の減額でございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費では、既定額から1万1,000円を減額し、12万7,000円とするもので、1節報酬、11節需用費とも調査費用の確定に伴う不用額の減額、追加でございます。

30ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額から207万2,000円を減額し、1,026万3,000円とするもので、1節、国保運営協議会及び介護保険運営協議会委員の報酬を開催実績に合わせて減額するほか、21節貸付金では高額療養費一部負担金の貸付見込みがないため皆減するものでござ

います。

2目老人福祉費では、既定額から860万7,000円を減額し、1億6,153万6,000円とするもので、11節需用費では設置から15年を経過し、施設内の給湯に支障を来している在宅老人デイサービスセンターの給湯用熱交換器の修繕料59万9,000円を追加計上するものでございます。13節委託料では訪問介護サービスセンターの運営において利用者収入などが減ったため、運営費不足分177万5,000円を追加計上、19節負担金補助及び交付金では事業実績の見込みから後期高齢者医療連合医療給付費負担金1,098万1,000円を減額するものでございます。

4目障害者福祉費では、既定額に309万9,000円を追加し、8,608万5,000円とするもので、内容は23節償還金利子及び割引料で前年度の障害者医療国庫負担金及び障害者自立支援給付費国庫負担金の精査に係る返還金となっております。

5目災害救助費では、既定額の200万円を皆減するもので、20節扶助費及び21節貸付金の支出見込みがないため、それぞれ全額減額するものでございます。

31ページ、6目重度心身障害者特別対策費では、既定額から300万2,000円を減額し、874万6,000円とするもので、20節扶助費で予算の精査により見込まれる不用額を減額したほか、23節償還金利子及び割引料で重度心身障害者医療費の道への返還金を新規計上しております。

7目地域福祉対策事業費では、既定額から34万6,000円を減額し、617万6,000円とするもので、11節需用費でハイヤーチケットの印刷製本費9万4,000円を追加、13節で老人単身者住宅の緊急通報システム導入対象者の減により44万円を減額しております。

8目介護福祉センター費では、既定額に60万円を追加し、350万6,000円とするもので、11節需用費で介護福祉センター及び老朽化が著しい保健センターの玄関自動ドアを手動化するなどの修繕料を計上しております。

10目介護予防事業費では、既定額に27万3,000円を追加し、334万6,000円とするもので、13節委託料において介護認定ソフトの変更などに伴うシステム改修委託料などの計上でございます。

32ページをお開きください。2項児童福祉費、2目児童措置費では、既定額から74万円を減額し、2,043万7,000円とするもので、19節において南宗谷子ども通園センターへの町負担分を追加、20節扶助費では子ども手当の確定により不用額を減額するものでございます。

3目ひとり親家庭等児童特別対策費では、既定額から18万円を減額し、60万9,000円とするもので、20節扶助費で医療費の実績確定に伴う減額、23節償還金利子及び割引料で道医療給付事業補助の返還金を計上してございます。

5目認定子ども園費では、既定額から15万5,000円を減額し、1,372万2,000円とするもので、13節委託料で受診実績により園児健診委託料を減額したところ

でございます。

33ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額から38万7,000円を減額し、566万7,000円とするもので、13節委託料において各種検診、予防接種事業等の事業確定により、それぞれ不用額を減額したところでございます。

2目母子衛生費では、既定額から39万2,000円を減額し、184万5,000円とするもので、13節委託料、20節扶助費において実績確定により妊婦健診に係る委託料、助成金の不用額を減額するものであります。

3目環境衛生費では、既定額から124万5,000円を減額し、1億167万9,000円とするもので、7節賃金は予算の精査、13節のごみ収集業務委託料は事業の確定により、19節では合併処理浄化槽の設置が2基から1基になり、1基分の負担金補助及び交付金を減額してございます。

5目病院費では、既定額に1億3,149万9,000円を追加し、2億6,068万5,000円とするもので、国保病院事業会計予算の収益決算の見通しに合わせまして、19節負担金補助及び交付金で企業債利子、基礎年金拠出金公的負担金、研究研修費を減額、運営事業補助9,691万5,000円を追加し、救急医療分として3,329万8,000円、累積欠損金解消分として300万円をそれぞれ新規計上させていただいたところでございます。34ページでございます。24節投資及び出資金では、医療機械器具購入での過疎債限度額の変更に伴いまして20万円を減額、単独備品購入分として執行残4万円を減額しております。

6目診療所費では、既定額から5万円を減額し、187万円とするもので、13節委託料で歯科診療所改修工事設計委託料の執行残を減額するものであります。

8目健康増進費では、既定額から68万4,000円を減額し、672万4,000円とするもので、7節賃金から13節委託料まで、いずれも予算の精査により見込まれる不用額を減額するものでございます。

35ページをお開き願います。5款労働費、1項1目労働諸費では、既定額から3万8,000円を減額し、278万8,000円とするもので、13節で有害鳥獣による農林業被害防止に係る事業の確定に伴い、委託料の不用額を減額するものでございます。

36ページをごらんください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額から18万円減額し、229万6,000円とするもので、9節旅費において予算の精査により見込まれる不用額を減額したところでございます。

2目農業振興費では、既定額から54万7,000円を減額し、7,185万1,000円とするもので、11節需用費から19節負担金補助及び交付金まで、それぞれ事業の確定により不用額を減額したところでございます。

3目畜産業費では、既定額から67万7,000円を減額し、2,583万1,000円とするもので、13節委託料で町営牧場管理委託料40万円を減額したのを初め、15節工事請負費では循環農業支援センター2次処理施設屋根補修工事の執行残を減額、27

節公課費では循環農業支援センターの車両2台、ダンプとスラリートンカーでございますが、に係る自動車重量税が下がった分を不用額として計上しております。

4目有害鳥獣対策費では、既定額に31万2,000円を追加し、372万5,000円とするもので、8節報償費で3月末までのエゾシカ捕獲分として200頭分120万円を追加、9節旅費は予算精査による減額、19節負担金補助及び交付金は銃猟免許取得補助、くくりわなについて免許取得希望者があられなかったために全額を減額したものでございます。

2項林業費、1目林業振興費では、既定額から456万1,000円を減額し、2,112万2,000円とするもので、9節旅費から19節負担金補助及び交付金まで、各事業の確定に伴い、予算の精査により見込まれる不用額の減額または追加計上でございます。

2目林道費は、既定額から490万3,000円を減額し、7,122万円とするもので、9節旅費から19節負担金補助及び交付金まで、各事業の実績確定に伴う予算の精査により見込まれる不用額の減額または追加計上でございます。

40ページをお開きください。7款商工費、1項商工費、2目観光費では、既定額から409万9,000円を減額し、5,867万5,000円とするもので、4節共済費及び7節賃金では鍾乳洞ガイドの中途採用による不用額を、8節報償費ではジオガイド養成にかかる講師報償費を減額しております。12節役務費及び13節委託料は事業費の確定に伴う不用額の減、15節工事請負費はジオツーリズム推進事業の見直しによりまして鍾乳洞環境保全整備工事を皆減するものでございます。

41ページをお開きください。8款土木費でございます。2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額から45万1,000円を減額し、4,437万円とするもので、12節役務費から27節公課費まで、いずれも予算の精査による不用額の減額でございます。

2目橋梁維持費では、橋梁補修の必要が生じなかったため、既定額10万1,000円を皆減するものでございます。

3目道路新設改良費では、既定額から182万9,000円を減額し、1億2,640万1,000円とするもので、15節工事請負費で敏音知原野線交付金工事の執行残を減額するものでございます。

42ページでございます。3項河川費、1目河川総務費では、既定額から6万円を減額し、71万8,000円とするもので、河川立木伐採の必要性がなかったため、7節賃金を皆減するものでございます。

5項住宅費、2目住宅建設費では、既定額から24万円を減額し、233万1,000円とするもので、新築家屋2棟の評価額に基づいた住宅建設促進補助金がほぼ確定し、不用額を減額するものでございます。

43ページ、9款消防費、1項1目消防費では、既定額に3万3,000円を追加し、1億2,207万6,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金において南宗谷消防組合負担金を同額追加するものでございます。詳細につきましては、別紙内訳明細

書に記載のとおりでございます。内容につきましては、その内訳書にございますが、3節職員手当のうち、休日勤務手当で16万9,000円、11節需用費で平成14年度消防庁舎建設時に設置した給湯ボイラーが故障したために、交換修理費として21万円を追加計上、12節役務費において手数料、酸素ボンベ充填手数料と酸素ボンベ耐圧検査料で合わせて3万2,000円を減額するもので、これは緊急出動時において酸素使用事例が減少したことによるということでございます。19節負担金補助及び交付金は、消防本部費の議会費、総務費等の減額補正などに伴いまして31万4,000円を減額するものでございまして、これらの差し引きによりまして組合負担金3万3,000円の追加計上となったところでございます。

44ページにお戻りいただきたいと思っております。44ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額から234万円を減額し、7,563万3,000円とするもので、2節給料及び4節共済費、19節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金については人事異動による差額分の減額、その他については予算の精査により見込まれる不用額を減額しているところでございます。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に44万5,000円を追加し、1,415万1,000円とするもので、11節需用費で燃料費、光熱水費の追加、12節役務費及び13節委託料で予算の精査により見込まれる不用額をそれぞれ減額してございます。

2目教育振興費では、既定額から9万5,000円を減額し、208万7,000円とするもので、20節扶助費において特別支援教育就学奨励費を予算の精査により減額するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に12万5,000円を追加し、954万3,000円とするもので、11節需用費で燃料費、光熱水費の追加、減額、12節役務費及び13節委託料で予算の精査により見込まれる不用額をそれぞれ減額しております。

2目教育振興費では、既定額から18万2,000円を減額し、307万8,000円とするもので、20節扶助費において就学奨励費を予算の精査により減額するものであります。

46ページでございます。46ページ、4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額から5万円を減額し、376万4,000円とするもので、9節旅費は予算精査で見込まれた不用額を減額、26節寄附金は別添の資料にございますとおり、本町ご出身で平成13年に72歳で死去されました東京美装興業株式会社の創始者であり、JOC、日本オリンピック委員会の第14代会長でもありました八木祐四郎さんの記念碑を建てる会への寄附金10万円を新規計上するものでございます。

2目町民センター費は、既定額に23万8,000円を追加し、814万9,000円とするもので、11節需用費において燃料費、光熱水費を追加計上するものでございます。

47ページ、12款公債費、1項公債費、1目元金では、平成13年度に借り入れました減税補てん債及び臨時財政対策債の利率の見直しに伴いまして、元金の年度ごとの償還

額も変更されることになったため、既定額に21万円を追加し、7億7,493万7,000円とするものがございます。なお、借り入れた元金の償還総額自体は変わるものではないでございます。

2目利子では、既定額から141万2,000円を減額し、6,940万3,000円を計上したところでございます。23節において、平成13年度借り入れの減税補てん債及び臨時財政対策債の利率の見直しで47万1,000円を減額、平成23年度借り入れ分は利子の確定により94万1,000円を減額するものがございます。

48ページをお開きください。13款諸支出金、2項1目特別会計繰出金では、既定額に696万4,000円を追加し、1億5,262万9,000円とするもので、28節繰出金として各会計の決算見込みに基づき、国民健康保険事業特別会計に対し460万8,000円を追加計上、介護保険事業特別会計に対する繰出金から13万6,000円を減額、自動車学校事業特別会計に対し249万2,000円を新たに計上するものがございます。

3項基金費、1目畜産振興基金費では、当初予算において国営草地の貸付収入分100万円を見込んでおりましたが、予算額を下回りましたことと利息分2,000円を合わせまして6万8,000円を減額したところであります。

2目減債基金費では、既定額に積み立て利息21万5,000円を追加し、1,321万5,000円としたところでございます。

3目財政調整基金費では、積み立て利息分7万8,000円と一般財源1億円を合わせた1億7万8,000円を追加し、2億7万8,000円とするものがございます。

4目地域活性化基金費では、既定額に積み立て利息分4万3,000円を追加し、7,264万3,000円とするものがございます。

5目まちづくり基金費から7目天北線代替輸送確保基金費までは、それぞれ現行基金の利息分を新たに積み立てるものがございます。

8目長寿園施設改修拡張事業基金費では、将来の特別養護老人ホーム等の改修に備えるため、現行基金の積み立て利息分4万7,000円と一般財源分2億円を合わせた2億4万7,000円を新たに積み立てるものがございます。

9目地域振興基金費は、既定額に現行基金の積み立て利息分1万1,000円を新たに積み立てるものがございます。

10目土地開発基金費では、既定額に現行基金の積み立て利息5,000円と宮下定住促進団地及び天北厚生園の土地売買代金合わせまして371万3,000円を合わせた371万8,000円を新たに積み立てるものがございます。

11目農林業活性化基金費及び12目中山間水と土保全基金費は、いずれも現行基金の利息分を新たに積み立てるものがございます。

50ページでございますが、13目豊かな環境づくり基金費では、今年度寄附金60万円、3名からの寄附金でございますが、これと積み立て利息分1,000円を積み立てる

ものでございます。

14目ふるさと応援寄附基金費では、今年度寄附を受けた寄附金4万円、1名からのご厚志であります。これと積み立て利息分2,000円を新たに計上したところでございます。

15目公共施設整備等基金費では、既定額に現行基金の積み立て利息10万1,000円と一般財源から2億円を積み立てるものでございます。

16目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費では、今年度寄附された5万円、これは1名からのご厚志でございます。と一般財源45万円を合わせた50万円を新たに積み立てるものでございます。

8ページをごらんください。歳出総額、既定額に5億9,140万6,000円を追加し、36億9,539万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。歳入全体につきましても、歳出同様決算見込み等に基づく補正が主でございます。9ページをごらんいただきたいと思います。

1款町税、1項町民税、1目個人では、既定額に72万円を追加し、5,925万7,000円とするもので、2節滞納繰越分の徴収実績などを勘案した補正となっております。

2目法人では、既定額から144万9,000円を減額し、946万7,000円とするもので、1節、現年度分法人税割の減を見込んだことによるものでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税では、既定額から520万円を減額し、5,829万4,000円とするもので、1節現年度課税分では3年に1度の評価がえで土地及び家屋の課税標準額が下落したことなどにより548万4,000円を減額した一方、2節滞納繰越分ではこれまでの徴収実績を見込み、28万4,000円を追加するものでございます。

3項1目軽自動車税では、既定額に9万7,000円を追加し、312万3,000円とするもので、1節現年度課税分で当初予算時に比べ若干の収入増となったためでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。4項1目たばこ税は、既定額に165万9,000円を追加し、1,387万1,000円とするもので、1節現年度課税分でこれまでの消費実績に基づく見込みから同額を追加するものでございます。

5項1目入湯税は、既定額から19万5,000円を減額し、85万3,000円とするもので、1節現年度課税分でこれまでの実績に基づく見込みから同額を減額するものでございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目普通交付税では、算定結果に基づきまして既定額に5億7,487万2,000円を追加し、23億8,052万6,000円としたところでございます。

2目特別交付税は、いまだ不確定ではございますが、既定額に753万2,000円を追加、1億4,254万円とし、歳入総額調整の役割を持たせておりますので、ご理解を

願いたいと思います。

11ページをお開きいただきたいと思います。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では、既定額に187万円を追加し、2,382万7,000円とするもので、1節保育所負担金で入所時の増により215万円の追加、2節幼児クラブ保育料負担金では、入所児がないため、当初見込んだ28万円の全額を減額しております。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料では2節そらや自然学校使用料の実績を見込みまして既定額から28万円を減額、2目民生使用料では1節児童クラブ指導料の収入見込みから10万円を減額、3目衛生使用料では1節火葬場使用料の実績見込みから20万円を減額、4目農業使用料では1節町営牧場使用料の収入実績に基づき59万3,000円の減額、5目土木使用料では既定額に288万4,000円を追加するもので、1節道路使用料で占用使用料など1万円を減額、2節公営住宅使用料、3節公営住宅車庫使用料、5節独身者住宅使用料、6節特定公共住宅使用料、7節特定公共車庫使用料ではそれぞれ収入見込みをもとに追加補正、4節公営住宅使用料滞納繰越分では徴収実績を勘案し、38万1,000円を計上しております。

6目教育使用料では、既定額に2,000円を追加し、72万4,000円とするもので、3節柔剣道場使用料から6節小頓別多目的集会施設使用料まで、それぞれ収入見込みをもとに新たに計上、減額をしているところでございます。

2項手数料、1目総務手数料では、既定額に4万1,000円を追加し、129万円とするもので、1節戸籍手数料から6節地籍成果簿閲覧手数料まで、収入見込みをもとに減額、追加をしたところでございます。

13ページでございます。3目農業手数料では、既定額から5,000円の減額で、1節現地目証明手数料及び2節町営牧場捕獲手数料において収入見込みをもとに追加、減額したところでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額から181万2,000円の減額で、1節子ども手当国庫負担金を実績に基づき減額、追加するものであります。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金では、既定額から32万5,000円を減額し、481万8,000円とするもので、1節次世代育成支援補助金及び3節地域生活支援事業費国庫補助金とも事業費の確定に伴い、減額補正としたところであります。

14ページ、2目衛生費国庫補助金では、既定額に12万円を追加し、38万5,000円とするもので、1節保健衛生費補助金で感染症予防事業費の確定に伴い、追加補正をしたところであります。

3目労働費国庫補助金では、既定額から21万円を減額し、423万7,000円とするもので、1節緊急雇用創出推進事業補助金、2事業の確定に伴いまして減額補正をしたところであります。

4目教育費国庫補助金では、既定額から7万1,000円を減額し、2万2,000円

とするもので、1節特別支援教育就学奨励費補助金及び2節へき地児童生徒援助費補助金を実績に基づき減額したものであります。

5目土木費国庫補助金では、既定額に26万3,000円を追加し、9,037万2,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金、2節公営住宅建設事業等補助金において町道敏音知原野線交付金工事補助金、除雪事業補助金、社会資本整備総合交付金などは事業費の確定見込みに伴い減額、追加し、公営住宅家賃減免事業補助金を新たに計上したところでございます。

3項国庫委託金、1目総務費委託金では、既定額から40万9,000円を減額し、311万1,000円とするもので、1節外国人登録事務委託金及び2節衆議院議員選挙費委託金は実績に基づき追加、減額し、3節自衛官募集事務委託金については委託金額の確定により計上したものでございます。

2目民生費委託金では、既定額から16万4,000円を減額し、96万2,000円とするもので、1節国民年金事務委託金の実績を見込み、減額するものでございます。

15款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額から77万8,000円を減額し、3,802万3,000円とするもので、1節子ども手当道負担金から4節国民健康保険基盤安定道負担金まで、各事業の実績をもとに増額及び減額補正となったところであります。

16ページ、第2項道補助金、1目民生費補助金では、既定額から75万7,000円を減額し、902万1,000円とするもので、2節ひとり親家庭及び重度心身障害者補助金及び4節地域生活支援事業費道補助金では事業の決定に伴う決算見込みをもとに減額、7節地域づくり総合交付金では、今般の福祉灯油助成事業に係る補助金を見込み、計上してございます。

2目衛生費補助金では、既定額から25万9,000円を減額し、143万6,000円とし、2節妊婦健康診査支援事業道補助金及び3節子宮頸がんワクチン等接種緊急促進特例交付金を実績により減額計上したところでございます。

3目農林業費補助金では、既定額から663万9,000円を減額し、9,091万1,000円とするもので、2節造林事業補助金から13節大家畜特別支援資金利子補給事業補助金まで、事業実績を見込み、追加または減額補正となったところであります。

4目商工費補助金では、既定額から70万円を減額し、1,170万円とするもので、1節地域づくり総合交付金において鍾乳洞ジオツーリズム推進事業の見直し、ピンネシリ温泉導水管改修事業の実績確定による追加または減額であります。

6目深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金では、1節で補助額の確定に伴い、新たに1,050万1,000円を計上したところでございます。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額に8万7,000円を追加し、281万5,000円とするもので、1節統計調査事務委託金及び2節徴税費事務委託金において各事務費の確定に伴い追加、減額を行い、4節北海道権限移譲事務委託金では旅券法、浄

化槽法などの権限移譲に伴う事務の実績により12万6,000円を追加するものであります。

18ページであります。3目土木費委託金では、既定額に1万2,000円を追加し、59万円とするもので、2節建築基準法業務委託金を事業費の確定に伴い追加。

4目災害貸付事業委託金では、災害援護資金貸付金の実績がないため、既定額100万円を皆減するものでございます。

16款財産収入、1項1目財産運用収入では、歳出でもご説明のとおり、各基金の利子分として77万5,000円を新たに計上しております。

2目財産貸付収入では、既定額に31万2,000円を追加し、889万5,000円とするもので、1節土地貸付収入から3節施設貸付収入まで、各節とも収入見込みをもとに追加、減額補正を行うものでございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、既定額に478万2,000円を追加し、478万4,000円とするもので、1節土地売払収入では宮下定住促進団地4戸分302万3,000円及び旧天北厚生園の土地69万円の売却収入を新たに計上しております。2節建物売払収入では、旧職員住宅3戸分26万円、旧天北厚生園体育館80万9,000円の売却収入を計上しております。

3目生産物売払収入では、既定額に5万円の追加で、1節立木売払収入として北電からの立木伐採補償金を計上しております。

17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金では、既定額に5万9,000円を計上、56万円とするもので、2名からのご厚志を計上しております。

2目指定寄附金では、既定額に69万円を追加し、73万2,000円とするもので、1節総務費寄附金として4名からのご厚志を計上させていただいております。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目天北線代替輸送確保基金繰入金及び3目まちづくり基金繰入金では、当初繰り入れを予定しておりましたけれども、それぞれ一般財源を充当したことにより皆減としております。

20ページ、20款諸収入、3項貸付金元利収入、2目高額療養費一部負担金貸付金収入では、貸付実績がないため、既定額を皆減するものでございます。

3目医師養成費貸付金元利収入では、既定額に400万円を追加し、640万円とするもので、2節過年度分貸付金収入として当事者からの和解金を計上してございます。

6項1目雑入では、既定額に966万1,000円を追加し、2,572万円とするもので、広域連合派遣職員人件費負担金770万円の計上のほか、各種検診の個人負担金など種々雑多な歳入の追加、減額計上となったところでございます。

21款町債、1項町債、1目過疎対策事業債では100万円の減額で、4目辺地対策事業債では60万円の減額となったところであり、内容につきましては地方債補正で説明させていただきましたので、省略をいたします。

7ページをごらんいただきたいと思います。歳入合計、既定額に5億9,140万6,

000円を追加しまして、歳入総額を36億9,539万9,000円としたところであり
ます。

以上、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し
上げます。

○議長（村山義明君） ここで休憩をとりたいと思います。議場の時計で11時10分ま
で休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（村山義明君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 3点ほど伺います。

1点目ですけれども、18ページ、16款の財産収入で3節施設貸付収入、下から2行
目のところ、旧公衆浴場黄金湯貸付料500万円追加となっておりますけれども、これは1
年分でしょうか。

それから、2点目ですけれども、37ページ、4目の有害鳥獣対策費、銃猟免状取得補
助金80万7,000円減額、これの理由が希望者がいなかったためということだそうで
すけれども、有害鳥獣対策でハンターの養成にかかわって今後はやはりこの方法でやっ
ていかれるのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、財産収入の公衆浴場の貸付料の関係でございま
すけれども、これは5,000円追加ということで、貸付料の確定に伴う精査ということで
ご理解いただきたいと思います。

それと、銃猟免状取得補助金につきましては、今年度5名分の80万7,000円を計
上しておりましたけれども、町としてもこの補助金に対して町民の方々に周知等も行って
きておったわけでございますけれども、結果的に最終の試験が2月でございまして、
それまでの間に銃猟の免状取得者がいなかったということで全額減額するものでござい
ます。これにつきましては、25年度当初予算でも補助金を計上しておりますので、今後と
も銃猟の免状取得者の確保に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 40ページですけれども、観光費の中の15節工事請負費、鍾
乳洞環境保全整備工事、見直しで200万円減額ということですので、どういうふう
に見直されたのでしょうか。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 本事業につきましては、平成23年度に策定いたしました中頓別鍾乳洞ジオパーク構想検討協議会におきまして本格的な整備のための設計を終えていたところでありまして、専門家の意見や文化財保護委員さん、あるいは推進協議会の委員さん方の再度現地を確認した上での検討を図るべきという意向を踏まえまして、今年度調査を実施いたしました。その上で、現況を大きく変える手法での整備は好ましくないという考え方と常時公開した場合洞窟環境への影響が余りにも大き過ぎるという意向、それからジオツアーや学校教育等の限定的な公開とすることが望ましいという考え方をもとにいたしまして、改めまして整備の内容について今年度中に協議をし、来年度改めて予算計上させていただきたいということもあまして、今回全額返すということでもあります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） この点についてはちょっと私も質問しようと思ったのですが、再度検討するということなので、ジオパーク構想そのものも検討されるということなのか、ジオパーク構想をどう扱うのか、その点もお聞きしたいのと、それから鍾乳洞の有料化です。これも随分検討されてきているのですが、この点についてどうなのかお聞きしたいと思います。

それから、基金について、未来を担うこどもの健全育成と教育の基金ということで、これは教育委員会のほうで用途についてより健全育成になるような事業をとということで検討していくというお話が前にありましたけれども、この内容について、いわゆる用途についてめどが立ったのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） まず、1点目の構想との関係でありますけれども、今回の整備に関して内容を変更するからといってジオパーク構想が変更になるということではなく、ジオパーク構想はあくまでも町内全体のジオとして位置づけられるところを指定した上でそれを有効活用していくという基本的なスタンスを持って、鍾乳洞や周辺地域はもちろんでありますけれども、町内全体のジオの活用を進めていくという基本的な考え方でありまして、それを変更するというものではありません。

それから、鍾乳洞の有料化の問題でありますけれども、これにつきましては議会の中でもいろいろ議論をされてきたと思いますし、我々のほうの推進協議会の中でも議論はいろいろ出ております。今回当初の段階では意向としては新洞を全面的に開放することで有料化ということも考えられるというふうな考え方もありましたけれども、先ほど申しましたとおり現行の新洞を全面開放するということになりますと鍾乳洞そのもの、新洞そのものの保存ということについて余りにも大きな影響があり過ぎるというふうな考え方もありまして、その辺については改めてその辺を踏まえた上で検討しなければならないというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 未来を担うこどもの健全育成と教育の基金の関係でございますけれども、この内容について具体的にめどが立ったのかというご質問ですけれども、現在のところ具体的にこの基金を活用して子供たちのためにというところでは具体的な内容については詰めてきておりません。総合計画を策定していく段階におきましても、関係者において今後この基金を活用しなければならないような内容も含めて具体的な議論になってきていないというのが現状でございます、今後中学校の問題、教育関係の施設の今後の整備等についてもいろんな課題が残されております。そういったものを今後さらに詰めていくという考え方に立っておりますので、その中で具体的な考えが絞られてくるだろうというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 基金の中で公共施設整備等基金が24年度末残高で5億円になろうとしているわけですが、公共施設というと建物関係が目につくわけですが、橋も道路も皆そうなのだけでも、この範囲はどんなふうに押さえているのかということ、建物なんか随分みすぼらしくなっているものがありますよね、もう相当、30年ぐらいたってしまったとか、40年ぐらいになってしまった。今まさに外装も含めて整備しなければならぬものがあちこちにたくさんあるわけですが、これらをどうしようとしているのか、基金が幾らぐらいになったらこれを活用しようとしているのか、その辺町が考えていることを伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

まず、この公共施設等の整備基金につきましては、基本的にはまず箱物を改修をしたり建てかえたりするための財源として活用すると、こういうことであります。特に東海林議員から話がありましたとおり、まず一番私が目について古い、ましてや冬期間子供たちが大変な苦勞をしている中頓別中学校、これは42年に建設されたとは記憶しています。23年、24年と2年がかりで校舎と体育館を整備したと、そういう建物でありますから、もう四十数年経過をしている。恐らく入学式、卒業式等で廊下を歩いても大変寒い状況、これは身にしみるぐらい寒いというのは実感しているのでないかなと思います。そういう意味では、そういう建物なり、またはある程度年数がたって、良好な維持管理をしている中であってもどうしても高額な修理が必要だと、そういうものの財源にこのものを使っていく、それによって補助金がない、または起債が借りられないものも対応できるだろうと。または、起債なりを借りれる事業であっても、できるだけ財源付与のない起債の借入れは控えてこの基金を活用していくと、それによって公債費比率をできるだけ上げないで済む、こういうような状況にできるための基金でありまして、額が何ぼあればいいのだと、そういう目標を持っているわけでありませんが、少なくともこの制度というか、基金の条例をつくったときには5億円程度は積みたいと、こういうお話を申し上げてきたと

ころであります。そういう意味では、できるだけ不要なものに使わないで、将来財政の負担の伴うようなものに使っていきたくと、こういうことをご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第24号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号

○議長（村山義明君） 日程第7、議案第25号 平成24年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第25号 平成24年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、浅野自動車学校長に説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 議案第25号 平成24年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から393万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,632万円とするものでございます。

初めに、8ページの歳出についてご説明いたします。1款総務費、既定額から393万9,000円を減額し、2,632万円とするものであります。

1項総務管理費、1目一般管理費とも同額でございます。内容としましては、4節共済費45万円の減額です。これは、指導員1名、中途採用により社会保険料の不用額を生じたのが主なものです。7節の賃金で288万5,000円の減額、同じ指導員1名が中途採用で、採用時期がおくれて不用になったものです。9節旅費11万9,000円、10節交際費1万円、11節需用費36万3,000円、13節委託料2万1,000円、14節使用料及び賃借料8万4,000円、27節公課費7,000円の減額で、いずれも不用額を精査したものです。

したがいまして、歳出合計額、合計既定額から393万9,000円を減額し、2,632万円とするものでございます。

続きまして、6ページの歳入についてご説明いたします。1款使用料及び手数料619万1,000円の減額です。1項使用料、1目自動車学校使用料とも同額でございます。内容といたしましては、教習生が減少したことにより普通車教習生授業料20名分を減額したものでございます。

2款繰越金5万1,000円の追加です。これは、前年度繰越金です。

3款諸収入29万1,000円の減額です。内容といたしましては、高齢運転者講習料が主なものでございます。

4款繰入金249万2,000円の計上です。これは、教習生減少に伴い、一般会計から繰り入れするものです。

したがいまして、歳入合計、既定額から393万9,000円を減額し、2,632万円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第25号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成24年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第26号 平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第26号 平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第26号 平成24年度中頓別町国民健康保険事業

特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,255万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,907万8,000円とする。

12ページ、歳出からご説明をさせていただきたいと思えます。歳出につきましては、まず2款保険給付費で療養諸費で2,743万5,000円の減額であります。

1目一般被保険者療養給付費におきましては、2,798万円の減額で1億6,626万3,000円とするものであります。

2目退職被保険者療養給付費につきましては、90万1,000円の追加で985万9,000円とするものであります。

3目一般被保険者療養費につきましては、16万4,000円の減額で99万7,000円とするものであります。

4目退職被保険者療養費につきましては、10万円の皆減であります。

5目審査支払手数料につきましては、9万2,000円減額の42万8,000円とするものであります。

続きまして、2項高額療養費でありますけれども、総額で285万1,000円の減額。

1目一般被保険者高額療養費につきましては、337万6,000円の減額で1,613万円とするものであります。

2目退職被保険者高額療養費につきましては、162万5,000円の追加で267万1,000円とするものであります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、100万円の皆減であります。

4目退職被保険者高額介護合算療養費につきましては、10万円の皆減。いずれも実績に基づいた減額であります。

14ページ、移送費でありますけれども、1万5,000円。

1目一般被保険者移送費、2目退職被保険者移送費、いずれも皆減するものであります。

15ページであります。3款の後期高齢者支援金であります。これは、9,000円の追加で、後期高齢者の支援金では1万6,000円の追加で2,873万2,000円とするものであります。

後期高齢者関係事務費拠出金で、7,000円減額の3,000円とするものであります。

続きまして、16ページ、6款介護納付金でありますけれども、70万円の追加であります。

1目介護納付金におきまして70万円を追加し、1,275万4,000円とするものであります。

続きまして、7款共同事業拠出金でありまして、182万6,000円を減額するものであります。

1目高額医療費拠出金につきましては、19万9,000円減額の795万4,000円。

2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、161万2,000円減額の2,722万4,000円とするものであります。

3目共同事業事務費拠出金、4目その他共同事業事務費拠出金につきましては、いずれも皆減するものであります。

続きまして、8款保健事業費でありますけれども、60万円を減額するものであります。

1目特定健診審査等事業費におきまして、実績に基づきまして60万円を減額し、107万5,000円とするものであります。

19ページ、9款諸支出金でありますけれども、1項償還金及び還付加算金におきまして570万4,000円を追加するものであります。

1目におきまして、一般被保険者保険税の還付金といたしまして9万5,000円を減額して5,000円とし、2目退職被保険者保険税の還付金につきましては5万円減額の皆減であります。

3目の一般被保険者還付加算金につきましては、584万9,000円を追加し、585万9,000円とするものであります。

続きまして、2項の繰出金でありますけれども、376万1,000円の追加であります。

1目におきまして、直営診療施設繰出金といたしまして376万1,000円の皆増するものであります。

5ページをお開きいただきたいと思います。歳出総額でありますけれども、既定額から2,255万3,000円を減額し、2億8,907万8,000円とするものであります。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきます。6ページでありますけれども、1款国民健康保険税におきまして、1項国民健康保険税で706万円の減額であります。

1目の一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者国民健康保険税、いずれも大きな減額になっておりますけれども、これらは被保険者数の減及び算定の根拠となります所得割が大幅に下がったということに基づくものでありまして、一般被保険者国民健康保険税につきましては571万9,000円の減額で3,922万7,000円、退職被保険者につきましては134万1,000円の減額で165万8,000円となったところであります。内訳につきましては、それぞれ説明のとおりであります。

続きまして、2款国庫支出金でありますけれども、1項国庫負担金で1,788万1,000円の減額であります。療養給付等負担金におきまして1,771万6,000円減額の3,005万7,000円となっております。

2目高額医療費共同事業負担金につきましては、37万9,000円の減額で165万9,000円。

3目特定健康診査等負担金におきましては、21万4,000円の追加で45万1,000円となったところであります。

2項国庫補助金でありますけれども、1,078万1,000円の減額。

1目財政調整交付金におきまして、同額の1,078万1,000円の減額で2,149万9,000円となったところであります。内訳につきましては、説明にあるとおり普通調整交付金から介護納付金まで、減額、特別調整交付金におきましての追加という内容であります。

3款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金で305万円の減額となっております。

1目療養給付費交付金で、305万円の減額で512万円となったところであります。

4款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金で133万2,000円の減額。

1目前期高齢者交付金で、133万2,000円の減額で1億977万4,000円となったところであります。

5款道支出金でありますけれども、1項道負担金におきまして16万5,000円の減額となっております。

1目高額医療費共同事業負担金におきまして、37万9,000円の減額で165万9,000円。

2目特定健康診査等負担金におきまして、21万4,000円追加の45万1,000円となったところであります。

2項道補助金でありますけれども、156万2,000円の追加であります。

1目調整交付金におきまして、156万2,000円追加で1,245万2,000円となったところであります。内訳につきましては、説明のとおり、普通調整交付金から特別調整交付金まで追加となっているところであります。

6款共同事業交付金でありますけれども、1項共同事業交付金において1,390万円の減額、1目共同事業交付金で103万7,000円の追加で511万4,000円となっております。

2目保険財政共同安定化事業交付金におきましては、1,493万7,000円減額の1,389万9,000円となったところであります。

7款繰越金、1項繰越金におきまして1,604万1,000円の追加。

2目その他繰越金におきまして、1,604万1,000円を追加し、1,700万円となっております。

8款諸収入であります。2項雑入におきまして940万5,000円の追加。

1目一般被保険者第三者納付金におきまして、933万円の追加で934万円となっております。中身といたしましては、第三者行為による損害賠償、これは交通事故があった際に国保で支払ったものでありますけれども、事故の保険のほうで最終的には処理された

ということであります。

5目老人保健拠出金還付金については、7万5,000円を追加し、7万5,000円としております。

9款繰入金でありますけれども、1項他会計繰入金460万8,000円、一般会計からの繰入金で460万8,000円を追加し、1,959万2,000円とするところがあります。内訳といたしましては、2節の保険基盤安定繰入金で35万9,000円の追加、3節の財政安定化支援事業繰入金で424万9,000円の追加となっております。

4ページをお開きいただきたいと思います。既定額から2,255万3,000円を減額し、2億8,907万8,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 18ページですけれども、1目特定健康審査等事業費ですけれども、特定健康審査等事業負担金60万円減額といういいですけれども、特定健康審査について中頓別町で今年度とといいますか、受診率はおよそどれくらいになっているのでしょうか。受診率を上げる、受診者をふやすのにいろんな努力、取り組みはなされていますけれども、受診率はどのくらいを目指していらっしゃいますか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 受診率の向上につきましては、全体への広報等による周知を重ねると、個別にも勧奨を行って進めているところです。当初特定健診が始まった当時は40%を超えていたのですけれども、23年度におきましては35%を下回るころまで推移をしてきたという経過があります。これにつきましては、病院等で受診した際については病院で検査を受けているのでということで国保のほうでやっている特定健診をお受けにならないという方もいらっしゃるというようなこともありまして、そういう医療機関において検査を受けた情報に関して、それらを提供していただくことで特定健診と同じように取り扱うことができないかということもありまして、今年度におきましては、まず町の国保病院の伊藤先生にもお願いをいたしまして、そういう患者さんの情報を本人の同意に基づいた上でご提供いただくというような形をとらせていただいております。これについては、費用の発生はありません。それで、実績でありますけれども、集団検診、個別検診合わせまして昨年度135名の方が検査を受けていたのですけれども、24年度につきましてはこれが140名というふうに微増であります。ただ、情報提供を受ける件数につきましては、昨年度18件にとどまっていたものを今年度2月末の段階で70件ほどご提供いただいているということから、24年度の特定健診の受診率といたしましてはおおむね50%を超えるのではないかとこのように思います。まだまだ目標に達しませんけ

れども、さらに引き上げるように努力を重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 今の受診率ですけれども、50%を超えたらすごいことだなと思います。

もう一点伺いますけれども、保険証の資格証明書、それから短期保険証の発行はどのくらいありますか。それは、滞納件数全体の何%ぐらいに当たるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 申しわけありません。今ちょっと手元に資料がありませんので、ただ資格証明書のほうについては発行はありません。短期のほうの件数については、後ほどご報告させていただくということでご了承いただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 特に問題はないのだけれども、共同事業交付金なのだけれども、この大きな金額が補正で半額になってしまったという、その辺どうなのですか、算定の間違いとか、予測違いだったということなのだろうが、その辺教えてください。

○議長（村山義明君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長（村山義明君） 休憩を解いて会議を再開します。

小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 共同事業交付金につきましては、高額療養費に係る費用の一定割合で国保連合会から交付されるということもありまして、毎年度の実績に大きな変動があるということでありまして、なかなか正確な予測というのは難しいところがありますので、今回のような補正をせざるを得ないような状況になったということでありまして、必ずしも見込み誤りとかということではなく、実績が変動するというふうにご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第26号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第27号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第27号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、柴田事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） 議案第27号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。総則、第1条、平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、収入については既決予定額から1,590万6,000円を減額して4億7,094万5,000円とし、支出については既決予定額から1,890万6,000円を減額して4億6,794万5,000円とするものです。

資本的収入及び支出、第3条、収入については既決予定額から44万円を減額して2,158万5,000円とし、支出については既決予定額から46万3,000円を減額して4,321万6,000円とするもので、収入が支出に対して不足する額2,163万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

2 ページをごらんください。企業債、第4条、起債の限度額を80万から60万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

他会計からの補助金、第5条、既決予定額に1億3,149万9,000円を追加して2億6,068万5,000円とするものです。

棚卸資産購入限度額、第6条、既決予定額から70万円を減額して5,177万9,000円とするものです。

続きまして、内容についてご説明いたしますが、事前に配付しております年度別収支の決算状況及び3月補正予算説明資料でご説明いたします。よろしいでしょうか。2ページ目をお開きいただきたいと思います。3月補正後のB欄をごらんいただきたいと思います。医業収入の入院収益ですが、年間患者数1,200人増加して1億1,133万4,000円を見込み、1,497万4,000円の増額補正としております。外来収益は、年間患者数600人減少として9,492万2,000円を見込み、499万6,000円の減額補正、運営費分は当初予算では全体予算の不足額を外来収益に計上しておりましたの

で、全額減額補正としております。他会計負担金は、普通交付税で措置される救急医療分、緊急告示病院Bランクですけれども、として3,329万8,000円を新規に計上しております。その他医業は、医業相談収益、その他医業を含めまして1,878万8,000円を見込み、41万2,000円の減額補正としております。

医業収益総額で2億5,834万2,000円を見込み、1億1,795万1,000円の減額補正としております。

医業外収益ですが、受取利息配当金は2万7,000円見込み、7,000円の増額補正、国庫補助金は医師確保に係る費用、救急患者受け入れのための医師確保に係る経費の助成として376万1,000円を計上しております。他会計補助金は、基礎年金拠出金に係る公的負担分533万8,000円を見込み、1,110万円を減額補正、研究研修費として65万円を見込み35万円の減額補正としております。他会計負担金、企業債利息分は49万9,000円を見込み、1万4,000円の減額補正、運営費、交付税範囲内は6,974万1,000円を見込み、485万4,000円の増額補正、運営費の交付税外は1億2,717万4,000円を見込み、9,206万1,000円の増額補正としております。患者外給食収益は、73万円を見込み、13万6,000円の増額補正、その他医業外収益は168万3,000円を見込み、30万円の減額補正としております。

医業外収益総額では2億960万3,000円を見込み、9,904万5,000円の増額補正としております。

特別利益、その他特別利益として経営健全化計画に基づく累積欠損金解消分として300万円を計上しております。

病院事業収入総額4億7,094万5,000円を見込み、1,590万6,000円の減額補正としたところであります。

次に、3ページ、収益的収支ですが、医業費用の給与費は給料から退職手当組合負担金まで合わせて3億355万5,000円を見込み、医師の不補充などにより3,224万5,000円の減額補正、材料費は薬品、診療材料費、給食材料費合わせまして4,903万円を見込み、患者の増減に伴い、130万円の減額補正、経費の旅費、交通費で320万円を見込み、医師招聘活動などにより40万円の増額補正、職員被服費では12万円を見込み、8万円の減額補正、光熱水費で535万円を見込み、電気料で7万円の増額補正、燃料費では839万円を見込み、重油、ガソリン単価の高騰により96万円の増額補正、印刷製本費で40万円見込み、20万円の減額補正、修繕料で194万円を見込み、30万円の減額補正、通信運搬費で87万6,000円見込み、5万円の減額補正、賃借料で859万円を見込み、寝具、人工呼吸器等賃貸料の減に伴い60万円の減額補正、委託料で2,425万3,000円を見込み、臨床検査、産業廃棄物、医療ガスなどの使用料の減に伴い106万円の減額補正、諸会費で36万2,000円見込み、20万円の減額補正、雑費で180万5,000円見込み、7万円の減額補正、経費総額で6,031万1,000円見込み、113万円の減額補正としております。それから、減価償却費の

補正はございません。資産減耗費は、固定資産除去費として建物、機械備品の固定資産と貸借対照表上の数字の乖離分の残り全額解消として2,106万6,000円、資産減耗分の処理として55万3,000円、合わせまして2,161万9,000円を見込み、1,746万9,000円の増額補正、研究研修費は、図書費、旅費合わせて130万円を見込み、70万円の減額補正としております。

医業費用総額では4億6,490万6,000円見込み、1,790万6,000円の減額補正としております。

医業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は、99万9,000円を見込み、2万8,000円の減額補正、患者外給食材料費、雑損失の補正はございません。消費税は、53万8,000円見込み、1万2,000円の減額補正、医師看護師養成費は使用が見込まれませんので、全額減額としております。

医業外費用総額では253万9,000円を見込み、100万円の減額補正としております。

予備費は、使用が見込まれませんので、全額補正としております。

病院事業費総額では4億6,794万5,000円を見込み、1,890万6,000円の減額補正としております。

1ページに戻っていただいて、一番下の欄ですけれども、一般会計繰入金合計2億3,970万円を見込み、2,907万6,000円の減額としております。

次に、4ページ、資本的収入及び支出ですが、資本的収入、出資金の一般会計出資金は過疎債分について60万円見込んで、起債の減少等により20万円の減額、建設改良費は28万3,000円を見込み、単独備品購入に係る精査により4万円の減額補正としております。他会計出資の補正はございません。企業債につきましては60万円を見込んで、病院事業債の限度額減少により20万円の減額補正。

資本的支出ですが、企業債償還の補正はございません。建設改良費は、固定資産、機械備品、施設費合わせまして301万円を見込み、医療機器等の購入の見積もり合わせの結果により46万3,000円の減額補正としております。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたけれども、ここで昼食のために1時まで休憩としたいと思います。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を始めます。

午前中に説明がございましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 予算説明資料で入院収益なのですけれども、平成22年度と比較して入院の数はそう変わらないのですが、収益で2,400万円ぐらい、22年度と比較してありますよね、それでこの2,400万円の差というのが何が起因しているのかちょっとお聞きしたいのと、それから看護師比率で15対1、現在も続いていると思うのだけれども、そう余裕はないのかなという気がするのです。それで、以前准看から看護師を目指した方が何人かおられたのだけれども、ここ近年そういうのはちょっと聞かないので、正看を目指して勉強したりなんかしている方がおられるのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（村山義明君） 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） 入院収益ですけれども、平成22年度と比較しまして1人当たりの1日当たりの入院単価が下がっておりまして、これは入院患者の層にもよりますけれども、長期的に入院していくとどうしても1日当たりの1人当たりの単価が下がりますから、そういった部分では22年度の部分からすると1人当たりの1日当たりの単価が下がったということでご理解してください。

それから、15対1の関係ですけれども、今正看が11人おりまして、准看が7人おります。15対1の正看比率は十分クリアされていまして、比率が40%以上ですので、クリアされていまして、状況としては正看は大丈夫なのですけれども、ただ、今いる准看7名の方でこれから取る希望の方が今のところいません。いない状況なのですけれども、その都度話では何とか、せっかくだから正看を取るようには勧めてはいますが、15対1の関係については特に問題ないので、そのような状況になっています。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第27号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第28号 平成24年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第28号 平成24年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
につきましては、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第28号 平成24年度中頓別町水道事業特別会計
補正予算についてご説明をいたします。

1ページ。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万7,000円を減額し、
歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7,968万円とするものでございます。

事項別明細書7ページの歳出から説明をさせていただきます。1款水道費、1項総務費、
1目一般管理費につきましては、既定額から50万円を減額し、3,829万5,000
円とするものでございます。内訳につきましては、15節工事請負費の町道水道管移設工
事50万円を減額するものでございまして、これにつきましては町道6丁目線交付金工事
において当初予算で50万円を計上しておりましたけれども、水道の移転補償がなかった
ため、全額減額するものでございます。

8ページ、1目財政調整基金費、既定額に3,000円を追加し、4,000円とする
ものでございまして、25節積立金において積立金3,000円を追加するものでござい
まして、これにつきましては利息を積み立てするものでございます。

5ページ、歳出合計、既定額8,017万7,000円から49万7,000円を減額
し、7,968万円とするものでございます。

続きまして、6ページ、歳入についてご説明をいたします。2款財産収入、1項財産運
用収入、1目利子及び配当金につきましては、既定額に3,000円を追加し、4,00
0円とするものでございまして、1節利子及び配当金3,000円を追加するものでござ
います。

5款諸収入、1項雑入、2目弁償金につきましては、既定額から50万円を減額するも
のでございます。1節水道施設移転補償費、町道6丁目線水道移転補償が先ほど説明しま
したように結果として移転補償費が発生しなかったということで、50万円を減額するも
のでございます。

4ページ、歳入合計、8,017万7,000円から49万7,000円を減額し、7,
968万円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第28号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 平成24年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長(村山義明君) 日程第11、議案第29号 平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第29号 平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長(小林生吉君) 議案第29号 平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ19,119万4,000円とする。

歳出からご説明申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正につきましては、保険給付費の実績見込みに基づきまして予算の精査を行ったものであります。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費で341万6,000円の減額であります。

1目居宅介護サービス給付費におきまして、既定額から518万2,000円を減額し、3,665万円とするものであります。内訳といたしましては、特に訪問介護におきまして利用の回数が大幅に削減されたということ及び訪問、通所を通して単価の減少というようなことがありまして、訪問介護については530万円、通所介護については121万2,000円の減額ということでありまして、あと、福祉用具貸与、短期入所生活保護につきましては、ごらんのとおり増額となっております。

2目地域密着型介護サービス給付費におきましては、64万6,000円の追加で37

3万円とするものであります。これにつきましては、ことし2月から利用者が1名ふえたことに伴うものであります。

施設介護給付サービス給付費につきましては、実績で12万4,000円の増額補正で、1億774万円とするものであります。

6目居宅介護サービス計画給付費におきましても、同様に実績で99万6,000円の追加で900万円とするものであります。

10ページであります。2項介護予防サービス等諸費で70万8,000円の追加であります。内訳は、1目で介護予防サービス給付費で70万8,000円を追加し、510万円とするものであります。これも実績に基づくものであります。

次、3項その他諸費でありますけれども、1目の審査支払手数料におきまして1万4,000円の追加で17万1,000円とするものであります。

11ページでありますけれども、4項高額介護サービス等費におきまして4万6,000円の追加で、1目高額介護サービス費で4万6,000円を追加し、439万円とするものであります。

次に、5項高額医療合算介護サービス等費でありまして、132万円の追加、これも平成23年度の実績に基づきまして132万円を追加し、140万円とするものであります。

12ページでありますけれども、6項特定入所者介護サービス費で24万円の追加であります。

1目特定入所者介護サービス費におきまして24万円を増額し、1,152万円とするものであります。

13ページ、5款基金積立金でありますけれども、6,000円の追加、基金の利息でありまして、6,000円を追加し、7,000円とするものであります。

5ページをお開きください。歳出でありますけれども、既定額から108万2,000円を減額し、1億9,119万4,000円とするものであります。

続きまして、歳入でありますけれども、今の介護給付費の実績に見合っ、それらに伴う歳入の変動について計上させていただいております。

6ページ、2款支払基金交付金でありますけれども、32万6,000円の減額、1目介護給付費交付金におきまして32万6,000円を減額し、5,452万2,000円とするものであります。標準給付費であります。

3款国庫支出金でありますけれども、1項国庫負担金におきまして22万4,000円の減額、1目介護給付費負担金におきまして22万4,000円を減額し、3,096万1,000円とするものであります。

2項国庫補助金でありますけれども、33万1,000円の減額、1目調整交付金におきまして33万1,000円を減額し、1,561万1,000円とするものであります。

4款道支出金、1項道負担金でありますけれども、1目の介護給付費負担金におきまして13万円の減額で2,810万4,000円とするものであります。

5 款財産収入、1 項財産運用収入におきまして、利子及び配当金で5,000円を追加し、6,000円とするものであります。

6 款繰入金で1 項他会計繰入金、1 目一般会計の繰入金につきましては、13万6,000円を減額し、2,768万4,000円とするものでございます。

最後、8 ページでありますけれども、繰入金、2 項基金繰入金で5万4,000円の増額。

1 目介護給付費準備基金繰入金で5万4,000円を追加し、298万9,000円とするものであります。

7 款繰越金につきましては、1 項繰越金、1 目繰越金におきまして6,000円を追加し、7,000円とするものであります。

4 ページをお開きいただきたいと思えます。歳入、既定額に対しまして108万2,000円を減額し、1億9,119万4,000円とし、歳入歳出のバランスをとったところであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第29号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号

○議長（村山義明君） 日程第12、発議第1号 中頓別町議会議規則の一部を改正する規則の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） 発議第1号。

平成25年3月5日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会運営委員会委員長、東海林繁幸。

中頓別町議会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

発議第1号について説明申し上げますが、中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、11ページ、改正の要旨をごらんください。今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が平成24年9月5日公布されたことに伴う引用条項の改正と、本会議においても公聴会の開催や参考人の招致が委員会同様にできることになったこと、さらに平成20年法律第69号において、会議規則に規定することにより全員協議会が本会議や委員会同様議会活動の一環として位置づけられることになっていることに関し、必要な改正を行うとともに、あわせて字句の訂正を行うものであります。

改正する内容を大まかに3点に分けて考えています。引用条項の改正では、第17条第1項中「法第115条の2」を「法第115条の3」、これは修正動議の手続を言っているわけですが、第73条第2項中、「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改めるものです。これは、議会の運営委員会の役割を言っているものです。

それから、2として章の追加であります。第14章、公聴会、第117条から第122条に関連いたします。第15章には参考人、これは第123条に関係いたします。第17章、全員協議会、これは第126条に関するものです。この3章を追加するものであります。

3として字句の訂正ですが、第32条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改めるということ。第50条第1項、第54条第1項、第88条第3項中「すべて」を「全て」に直すという内容でございます。

それでは、議案を読み上げて提案いたします。発議第1号。

平成25年3月5日、中頓別町議会議長、村山義明様。

中頓別町議会運営委員会委員長、東海林繁幸。

中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則。

中頓別町議会会議規則（昭和40年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本文の朗読を省略し、4ページ以降の新旧対照表により説明いたします。4ページから5ページについては、目次、第13章の後に第14章、公聴会、第15章、参考人の2章を加え、第14章を2章繰り下げ、第16章とし、第16章の後に第17章、全員協議会を加え、第15章、第16章を3章ずつ繰り下げ、第18章、第19章に改めるものであります。

5ページは引用条項の改正で、動議の修正、第17条第1項中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改めるものです。

字句の訂正で、開票及び投票の効力について第32条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改めるものです。

発言の許可等、第50条第1項中「すべて」を「全て」に改めるものです。

6 ページ、発言内容の制限、第 5 4 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改めるものであります。

引用条項の改正では、所管事務の調査、第 7 3 条第 2 項中「法第 1 0 9 条の 2 第 4 項」を「法第 1 0 9 条第 3 項」に改めるものです。

字句の訂正で、表決の順序、第 8 8 条第 3 項中「すべて」を「全て」に改めるものです。

6 ページ下段から 9 ページ上段まで、第 1 4 章、公聴会、これは第 1 1 7 条から第 1 2 2 条に関するものです。第 1 5 章、参考人、第 1 2 3 条を新たに規定するものです。

9 ページ中段、全員協議会、第 1 2 6 条を新たに規定するものです。

附則、この規則は、公布の日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第 1 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号

○議長（村山義明君） 日程第 1 3、議案第 2 号 中頓別町防災会議条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第 2 号 中頓別町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、改正の要旨からご説明を申し上げます。5 ページをお開きいただきたいと思います。本案につきましては、災害対策基本法が昨年改正されたことに伴いまして所要の改正を行うとともに、用語の使用に誤り等があるため、一部を改正するものでございます。

1 ページへお戻りください。議案第 2 号 中頓別町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

3 ページ、4 ページの新旧対照表でご説明を申し上げます。第2条第1号は防災会議の所掌事務に関する既定でございますが、災害対策基本法第16条第1項にございます市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するという防災会議の規定に合わせた改正となっております。

第2号から第5号は用語の誤りの改正、それから第3条第5項第8号は、指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する防災会議の委員の数を従来の3名から実態に合わせまして3名以内とする改正であります。

第9号は、災害対策基本法の規定に合わせまして、これまでの学識経験者のほかに自主防災組織の構成員も含む規定に改めるものでございます。

附則によりまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 学識経験者のところなのですが、学識経験者から改正案では自主防災組織を構成する者がふえたわけですが、この考え方ですが、これは例えば自治会の防災組織等々の関係者も含めるという意味だと思うのですが、これでいきますと2名の枠内は学識経験者がいなくても自主防災組織の者が2名いればいいという形になるかと思うのですが、その辺のお考えと、私はこういう組織といいますか、委員構成ではやはり学識経験者と言われる人々の専門的な意見が必要かなと思うので、できれば1名ずつにすべきかなと思うのですが、その辺の取り扱いはどういうように考えていますか。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 改正後の規定というのは、第9号ですが、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者の中から町長が任命する者2名というふうになりますので、東海林さんが言われたとおりの考え方になるかと思えます。それで、現在につきましては、この9号でありますけれども、既に学識経験者として行政経験者ということで元消防長の方1名、それから自治連合会を代表されました方が1名という組織構成に現在は既になっているということでご理解願いたいと思えます。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 中頓別町防災会議条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第7号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第7号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第7号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

最初に、25ページをお開きいただきたいと思います。改正の要旨でありますけれども、今回の改正につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たに障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）及び地域社会における共生の実現に向けて新たに障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成25年1月政令第5号）、これらの公布に伴いまして、平成25年4月1日から障害者自立支援法が新たに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律ということで名称が変わることに伴う関係規定の改正であります。

23ページをお開きいただきたいと思いますけれども、内容でありますけれども、第1条中に「障害者自立支援法」という現在の法律名がありますけれども、これを先ほど申し上げましたように「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

それと、第4条中「障害者自立支援法施行令」という名称を用いておりますけれども、これを「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改めるとするものであります。

施行日につきましては、25年4月1日からとするものであります。

以上、簡単でありますけれども、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第8号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第8号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林保健福祉課長に内容の説明をいただきます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第8号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

最初に、34ページをお開きいただきたいと思います。改正の要旨でありますけれども、昭和48年に制定されました災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律につきましても、その後題名も含めて数次にわたってこれまで改正が行われたところでありますけれども、条例のほうがこれらの改正に対応できていなかったということでありまして、これにあわせて条例の改正、関係規定の改正、整備を行うとするものであります。

29ページ以降の新旧対照表をもってご説明をさせていただきたいと思います。まず、題名でありますけれども、これも根拠となっている法律の名称の変更に伴って従前の名称から災害弔慰金の支給等に関する条例と改めるものであります。この題名につきましては、従前なかった災害障害見舞金というものが項目として新たに付加されたことで、等ということで3つの制度について盛り込んだ条例になるということでありまして。

次に、従前この条例につきましては目次がございませんでしたけれども、旧来から章立ての条例となっております。目次があるべきというふうに判断いたしまして、目次を加えております。第1章、総則、第2章、災害弔慰金、第3章、災害障害見舞金、第4章、災

害援護貸付金、第5章が補則となっているということでもあります。

第1章第1条でありますけれども、これにつきましては先ほど申し上げました法律名及びそれに関連する政令の名称に関する改正の規定になっています。その後、先ほど申し上げました災害障害見舞金が新たに加わったことに伴いまして、それに関連する規定も追加をしているところであります。

続きまして、30ページの第2章でありますけれども、第3条につきましては、章がふえたことに伴いまして、この章及び次の章というような形での必要な規定の改正を行わせていただいております。

第5条でありますけれども、災害弔慰金の額につきまして、従前200万円、100万円というふうになっておりましたけれども、法律に合わせて500万円、250万円にするという改正と、あわせてただし書きといたしまして、災害見舞金の支給を受けている場合についての必要な規定について加えた内容になっております。

第3章でありますけれども、災害障害見舞金ということで、第9条において災害障害見舞金の支給、第10条におきまして災害障害見舞金の額に関する規定、この2条及び第11条におきまして災害弔慰金の関係規定の準用規定というものを追加する規定ということになります。第10条におきまして規定されておりますように、災害障害見舞金の額につきましては主たる生計を維持している者にあつては250万円、その他の者にあつては125万円、これも法律の額に合わせた規定であります。

続きまして、第4章の災害援護貸付金、これは従前2章で全て入っていたのですが、振り分けたことで章が追加になっております。

第12条におきましては、条の繰り下げに伴う必要な関係規定及び字句の訂正という形で修正を加えた内容になっております。

第13条でありますけれども、これは改正後の13条ということで、以後全て条の繰り下げに伴う改正が伴っておりますので、そのようにご理解をいただければというふうに思います。これにつきましては、1号以下それぞれ貸し付けする援護資金の金額につきまして現行の法律に合わせた同一の金額への改正をした上で、金額の表示方法につきまして従前40万円のところを全て算用数字で書いていたのですが、漢字を入れた150万円というような形で表記の中身を変えているところであります。

第3号でありますけれども、被災した住宅を建て直す際に取り壊さざるを得ない場合の金額の例外に関する号を追加しています。これも法律の制度のとおりということでもあります。

あと、第2項につきましては、根拠となっている政令の表記に誤りがありましたので、直しをしていく、あとは条の繰り下げ等に関する規定等について14条、15条、16条ということで整備をさせていただいたところであります。

以上、雑駁でありますけれども、改正内容の説明とさせていただきたいと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長(村山義明君) 日程第16、議案第21号 中頓別町道路線の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第21号 中頓別町道路線の変更について、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 中原産業建設課長。

○産業建設課長(中原直樹君) 議案第21号 中頓別町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり変更する。

これにつきましては、町道路線の変更、廃止、認定説明資料ということで事前に配付させていただきました。その資料に基づきまして説明をさせていただきます。

整理番号1、中頓別弥生線。資料の2ページ目に関連する図面を添付しております。変更の理由でございますけれども、道路改良の完了に伴い、延長及び用地幅員を変更並びに地籍調査による起終点地番を変更するものでございます。中頓別弥生線につきましては、平成6年度から今年度平成24年度までに計画路線の道路改良を完了したということで、今回認定の変更をするものでございます。それで、2ページ目の図面でございますけれども、本来であれば路線全部の図面を添付すべきところでございますけれども、今回関連する終点側の図面だけを添付させていただきます。中頓別弥生線というのは、起点が北碓石油さんのところの国道から終点が佐藤一弥さんを通して一己内橋のところの国道までが終点でございます。それで、変更前と変更後で大きく違うのは延長でございます、変更前が6,704メートル、変更後が6,017.27メートルということで690メートルほどの減になっておりますけれども、これについては、平成16年に鍾乳洞のところの金庫の沢橋というのをかけまして、線形を変えております。それまでは鍾乳洞に通ずる道路側が中頓別弥生線ということになっておりましたけれども、その鍾乳洞に通ずる路

線を金庫の沢線ということで新たに認定をして、その延長が720メートルありまして、そういった線形の変更に伴ってこのように690メートルほど延長が減になったということでございます。それで、先ほど言いましたように平成6年から今年度まで道路改良を行っております。それで、この道路の認定の変更というのは道路改良が完了してから変更するというようになっておりますので、18年間かけて改良してきたということで今の段階になったということをご理解をいただければというふうに思います。あと、用地幅員については最大50メートル、最小11.93メートルということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第21号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 中頓別町道路線の変更の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第22号 中頓別町道路線の廃止の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第22号 中頓別町道路線の廃止について、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第22号 中頓別町道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり廃止する。

内容につきましては、先ほどと同じ説明資料に基づいて説明をさせていただきます。まず、整理番号11、弥生4号線でございますけれども、図面については3ページをご参照願いたいと思います。廃止及び認定の理由として、中頓別弥生線道路改良の完了に伴い、現認定路線を廃止をし、旧中頓別弥生線の一部を含め再認定（地籍調査による終点地番変更及び用地幅員の是正含む。）とするものでございます。これにつきましては、平成19年度に施工しました熊の沢橋側に中頓別弥生線の線形を变形したことによって、図面を見ていただければわかると思いますが、旧線ができたことによってそれを現在の弥生4号線

とあわせて路線とするということで、再認定する前に一旦廃止をしなければならないものですから、まず廃止をするということでございます。

次に、整理番号61、上頓別3号線でございますけれども、廃止及び認定の理由としては、現認定路線につきましては町道豊平恵野線の一部と重複して認定していたため、現認定路線を廃止をして、重複区間を除き再認定をするものでございます。場所については、上頓別の笹尾恒夫さん宅に通ずる道路でございます。豊平恵野線というのは上頓別から豊平の墓地に通じる道路のことでありまして、本来であれば町道豊平恵野線の認定の段階でこの上頓別3号線の重複する区間を除いて上頓別3号線を認定をしていなければならなかったところを、先ほど説明しましたとおり重複したまま現在に至っていたということで、今回是正をさせていただくということでございます。それで、一旦廃止をした上で再認定をする必要がございますので、廃止をさせていただくということでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第22号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 中頓別町道路線の廃止の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号

○議長（村山義明君） 日程第18、議案第23号 中頓別町道路線の認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第23号 中頓別町道路線の認定について、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第23号 中頓別町道路線の認定について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり認定する。

まず、整理番号11の弥生4号線、整理番号61の上頓別3号線については、先ほど説明しましたように一旦廃止をして、今回この議案第23号で再認定させていただくという

ことをご理解をいただければというふうに思います。

整理番号208、弥生7号線でございますけれども、資料の5ページに図面を添付しております。それで、認定の理由でございますけれども、中頓別弥生線道路改良の完了に伴い、旧中頓別弥生線を新規路線として認定するものでございまして、場所については佐藤一弥さん宅手前で中頓別弥生線の線形を変えたことによって旧線が新たにできたものですから、それを弥生7号線として新たに認定するものでございます。延長については302.33メートルということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第23号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 中頓別町道路線の認定は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時58分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員